

王勢籠權現の狼信仰

植
月
学

王勢籠權現の狼信仰

植月学

はじめに

筆者はかつて甲州とその周辺における狼信仰（山犬信仰）について関連資料を集め、その分布と歴史を論じた（以下「前稿」とする^①）。その際に狼を神使とする山梨県内の神社のひとつとして王勢籠權現を紹介した。その後、隣接する大月市において、同社に関連する個人蔵の資料を調査する機会を得たので紹介するとともに、前稿で同社に関して重大な誤りがあつたので訂正をおこないたい。

一 王勢籠權現の歴史

王勢籠權現（現在は王勢籠神社）は上野原市和見集落内に里宮が、權現山山頂に奥宮がある。里宮はかつての神主宅の敷地内にあるが、現在は無住となつており、地区の住人の方々によつて管理されている。毎年五月には祭りがあり、その際に神犬のお姿の札が配られている。

前稿においては、創建年代は不明ながら、かつての神主のご子孫所蔵品に天保十五年（一八四四）の社殿修復の際の寄進帳が存在することから、この頃には相応の年数を経ていたと考えた。また、『甲斐国志』神社部に大勢籠權現の名が見えるが、和見村ではなく近隣の大倉村（大月市）に属すと書いた。

しかし、今回再度『甲斐国志』の関連部分を見直したところ、和見村の項に

当社に関する記事があつたのを見落としていたことに気づいた。以下、当社および関連が深いと考えられる神社の記事を『甲斐国志』卷之七十二、神社部第十七ノ下、都留郡郡内領より抜粋する。

① 王勢籠權現 トチ木ニアリ 小社ナリ。神領一畝十歩。（駒宮村）

② 大勢籠權現 西原・浅川・野田尻ノ堺大勢籠山ノ峰ニアリ 社人ハ和見村ノ名主ナリ神領和見村ニテ下畠一畝歩但シ無高名主ノ家西南山上ニ登ル事一里廿丁ナリ 此ノ神犬ヲ使コト七十五匹此ノ犬ヲ頼ム時ハ能ク盜賊火難ヲ防守ルトテ近郷ノ農人犬ガリニ名主ガ家ニ来リ札ヲ請フテ帰レバ犬必ズ來リテ家内田畠ヲ守ルト云フ但シ其ノ形人ノ目ニ見ユルコトナシヤトヒ来る日限迄キリ火ニテ飼料ヲ作り供ヘ置ケバ則チ喰ヒツクスト云フ

③ 大勢籠權現 大倉村 社地は見捨地ナリ水泉庵持

④ 大威竜權現 ヘハイニアリ 社地ハ見捨ナリ社主宇源太（西原村）

このうち、權現山頂に存在すること、和見村の名主が社人であることから②が当社に関する記述であることは間違いない。神犬が七五匹であること、盜賊火難除けのご利益、切り火で供物を整えることなど、今に伝わる信仰と共に通点も多い。したがつて当社の創建は少なくとも『甲斐国志』が編纂された文化年間以前にさかのぼり、その頃には神犬信仰も存在したことになる。

漢字の当て方や「オホムレ」という読み方は現在とは異なるものの、奥宮が存在する權現山はかつて大勢籠山（おおむれさん）と呼ばれていたとされるの

で、江戸時代にはこのように呼ばれていたのかもしれない⁽³⁾。なお、上野原市野

田尻には王勢籠平^{オオムレグイ}という小字名がある⁽⁴⁾。

①と③は小社のようであり、当社を勧請したものと推測される。④は字面が似ていることから参考までにあげておいた。西原の「ヘハイ」は上野原市扁盃を指す。

一 大月市に伝わる関連資料

今回調査した資料は大月市七保町浅川の個人宅に伝わるお札版木四点および棟札一点である。どのような経緯で当家に伝わったのかは明らかでない。

(1) 版木A(図3) 一一四×一三六×三一mm(幅×高さ×厚さ 以下同)

一頭の神犬が右(お札では左)を向いて座る。頭の後ろには「大權現」の文字が彫られる。表現は簡略で、耳は頭と一体化しており、牙の表現もない。拓影図では見えにくいが、背中の他に前・後肢、尻尾に毛並みの細かい表現が彫られている。赤外線カメラで撮影したところ、右側面に「文化十三年」の文字が墨書きされていた(図3b)。『甲斐国志』編纂の年代に近く、その記述が実物資料でも確認できたことになる。

(2) 版木B(図4) 四八×一七〇×一一mm

「王勢籠大權現」の文字。

(3) 版木C(図5) 四六×一八八×九mm

「奉祈王勢籠大權現 守護所」の文字。

(4) 版木D(図6) 一九四×一八〇×三一mm

中央に「王勢籠大權現」の文字が彫られ、その左右に天狗が立つ。明治期に

山中笑が記した、野田尻の「王勢稻荷」では大小の天狗が左右に立ち、神犬二匹が並ぶ図柄のお札を出していたとの記述との関連を窺わせる⁽⁵⁾。

(5) 棟札(図2) 一五三×三〇〇×八mm

〈表面〉

□女正

天下泰平

鎮

奉建立王勢籠大權現

和見村

□

〈裏面〉

和見村

杣

溝呂木 松三郎

安政五年

同所

大工

溝呂木 □三郎

午九月吉日

用竹村

百姓代

溝呂木 □□□

組代

和見村

大工

関本 金平

百姓代

軽沢

□□□

下浅川村

役人

棟札は社殿の再建に際して奉納されたものであるが、特に安政五年九月という時期に注目したい。この年はコレラが大流行した年であり、コレラを引き起こす悪狐などの悪霊を退散させるために狼神社の神犬がご利益ありとの説が流布し、三峰講などの流行のきっかけともなった可能性があることは前稿でも触れたとおりである。

市川村(山梨市)の名主がこの間の状況を書き残した『暴瀉病流行日記』によれば、甲斐国での流行は八九月がピークであったようであり、甲府や近在の村々で多数の死者を出した⁽⁶⁾。郡内領については、七月末に「鶴郡郡内領谷村

邊へも専ら始り候由」とあり、九月二四日には江戸より甲府へ帰還中の代官が大月宿にて流行病（コレラ）を煩い、花咲宿に逗留したと記録されている。この間、代官所より予防、治療法を記した廻状触書の類が多数出されたことも記されている。『甲斐国医史』によれば、谷村代官所からも八月二六日に同種の予防書が配布された。⁽⁷⁾

王勢籠権現周辺の村々にどの程度のコレラ被害があつたのか史料を持ち合わせないが、上記のいくつかの史料から近隣までコレラの猛威が迫っていたことは確かであり、少なくとも村人の耳には入っていたであろう。まさにその時期に棟札が納められたのは偶然とは考えにくい。やはりコレラに対する対応のひとつであり、神犬がその撃退にご利益ありと考えられていた可能性が高い。

三 王勢籠権現の信仰圏

大月市七保町浅川は和見とは権現山を挟んで反対側に位置する。『甲斐国志』には近隣の駒宮村にも王勢籠権現が存在したと記されていることから、当地が王勢籠権現とかかわりが深かつたことは想像に難くない。棟札に書かれた地名や当社を勧請したと推測される三社は権現山を囲むように存在する（図7）。

図7には神主の子孫宅に伝わる社殿修復の際の寄進帳（天保十五年および明治三二年）に記載された村々も示した。両者で若干の分布の変化が認められるものの、王勢籠権現のおおよその信仰の広がりを把握することができる。

和見より北東の山を越えれば東京都檜原村にいたる。そこにはやはり神犬信仰で知られる大嶽神社が存在する。王勢籠権現の信仰圏が明治期には神奈川県（津久井郡）まで広がる一方、檜原村との境界を一切越えないのは地形的条件だけでなく、大嶽神社の存在も影響したと推測される。大嶽神社の先には奥多摩地方でもっとも古い狼信仰の証拠を残す武州御嶽神社（青梅市）が存在する。版本Aに見られる神大像は、年代の近い御嶽神社のお札（文政二年）と比較す

ると、姿勢、黒い体や毛並みの表現などが似ている。⁽⁸⁾

王勢籠権現の狼信仰は地理的にみても、お札の図像からみても、御嶽神社と無縁であつたとは考えにくい。お札の神犬の表現がより稚拙であることや、信仰圏がより限定されることから、御嶽神社の狼信仰の影響のもとに成立したと考えるのが妥当であろう。

註

- (1) 植月学「甲州周辺における狼信仰」『山梨県立博物館研究紀要』第二集 二〇〇八年十一～二六頁
- (2) 佐藤八郎校訂『甲斐国志』第三巻 雄山閣 一九六八年 一六〇～一六六頁
- (3) 谷有二『山名の不思議』 平凡社 二〇〇三年 一〇三頁
- (4) 角川日本地名大辞典 十九 山梨県 角川書店 一九八四年 一一三八頁
- (5) 山中笑『考古隨筆』 一九二八年 『山中共古全集2』 青裳堂書店 一九八七年
再録 二三三三頁
- (6) 萩原頼平編『甲斐志料集成十二 雜纂・補遺』 甲斐志料刊行会 一九三五年 三〇七～三一七頁
- (7) 村松学佑『甲斐国医史』 甲斐国医史刊行会 二〇〇一年 四九一頁
- (8) 植月前掲論文の口絵図版2に掲載。

【謝辞】
安藤次夫氏、大庭薰氏にはご所蔵の資料の発表をご許可いただき多々ご教示いただいた。高橋修氏（山梨県立博物館）には古文書の解説について協力、教示を得た。末筆ながら、記して感謝申し上げる。

（山梨県立博物館）



図1 大月市七保町浅川に伝わる版木類



図2b 棟札（裏）赤外線画像



図2a 棟札（表）赤外線画像



図4 版木B 拓影



図3b 版木A 側面の墨書



図3a 版木A 拓影

※拓影図はいずれも反転してある



図6 版木D 拓影



図5 版木C 拓影

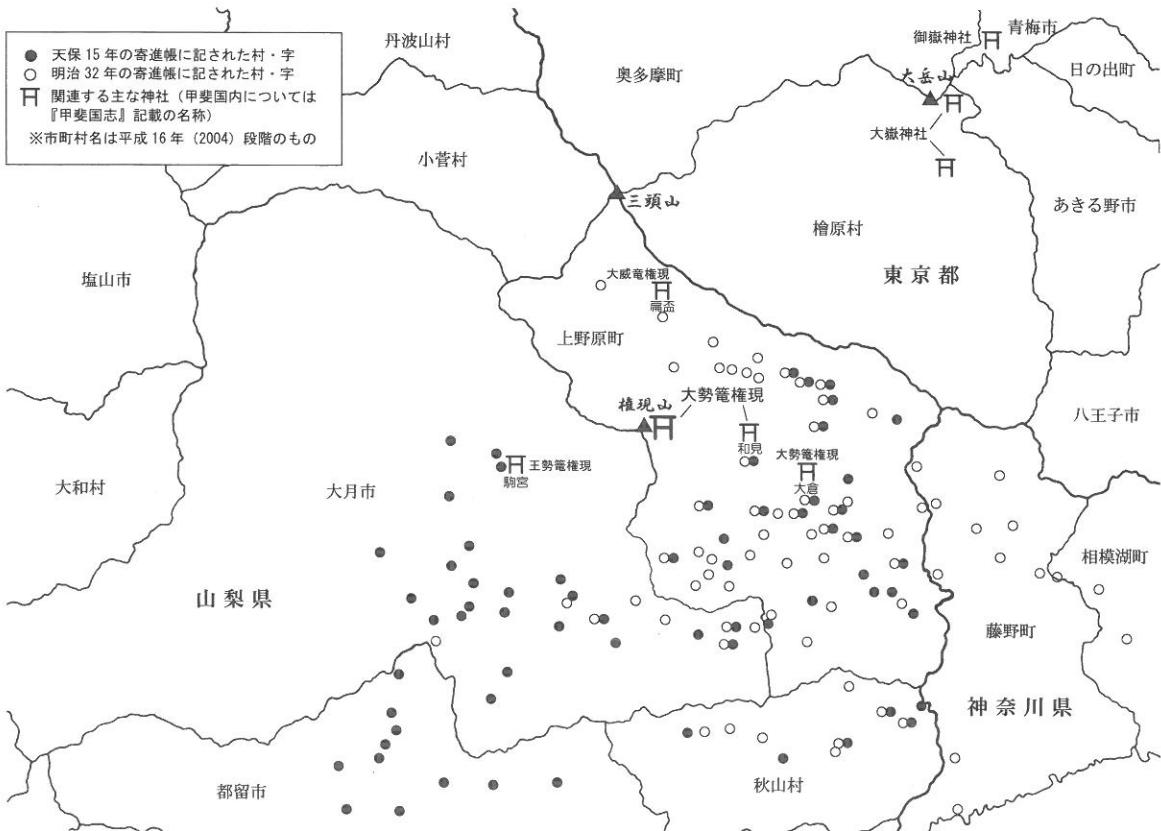


図7 王勢籠權現の信仰の分布

（天保十五年寄進帳前文）

（明治三十二年寄進帳前文）

王勢籠山權現由來概要

抑當國王勢籠大權現の神徳は人々の能相弁へ候事故今更其尊を

述るに不及といえども童蒙の為に一二の有増を爰に記第一火盜の災難を除并田畠荒し候獸の愁を防て

豊作を守り給ふかゝる靈驗まします

より自他國の諸人信心を此高山に

運び各奇瑞を蒙らざるハなし然に

御本社腰板次に雨屋其外諸所破損二

仕候得とも去ル申酉の凶歳より世上も

穩ならず其併に及び候中累年損シ

も夥しく最はや此ま、ニモさし置

かたく今般御修覆存立候得共壱人の

微力に難及御信心の御方々江無是非

御寄附希候間不抱多少御苦勞相懸

候儀時節柄不顧段何共御氣毒に

候得共大願於成就者火盜の災難除

并來已年より蚕飼満足等の御祈祷

於神前弥以可抽丹誠候以上

王勢籠大權現

天保十五年
八月
神主
大庭采女輔（印）

王勢籠山權現由來概要

祭神

祭神ハ大日本武命ニシテ往昔御東征ノ御時當地ヲ

御巡察アラセラレ不思議ノ御威徳ヲ以テ頓ニ蠻霧ヲ攘ヒ公明至聖ノ皇風ヲ宣示シ玉フ部陸深ク御徳ヲ慕ヒ堅ク神教ヲ守リ爾來尊靈ヲ奉祀シテ一切

衆生鎮護ノ靈神ト尊崇シ来レリ

靈験

神威稜々靈符至ル処神大必ス之ニ伴ヒ火盜病

難其他人事百般ノ魔障ヲ攘除シ玉フ就中信仰

三昧ノ人ニ在テハ優ニ現在ノ苦闘ヲ超脱シ心裡廊

然百福ヲ享有スルノ靈験アルヲ以テ春秋二季ニ於

テ各戸ニ分祀スルモノ最モ謹嚴ヲ籠ム維新前ニ

在テハ各村權現田ト称シ時ニ御供米ヲ植ユルノ例ア

リキ近時世情澆季ニ流レ多少其規ヲ渝ヘタリト雖

モ現在ノ信徒之ヲ算スレハ殆ト毫万戸ニ近シ

モ現在ノ信徒之ヲ算スレハ殆ト毫万戸ニ近シ

社殿并勧財ノ趣意

社殿ハ元ト部落ノ中央ニアリテ參詣ノ男女雜沓セ

シガ或日不淨ノ婦人參籠シタルノ故ヲ以テ神譴ヲ蒙

リ山蒜ヲ植テ路標トシテ以テ山上ニ遷座スル旨夢中

ニ託宣セラレ而シテ尊像ハ既ニ自ラ山蒜竭ル處ノ

磐石ノ上ニ在リシト云フ即チ今ノ奥宮是ナリ高

山ノ絶巔ニ於テ今尚傍二山蒜ノ散見スルヲ認ム

是ヨリ婦人ノ參詣ヲ嚴禁シ敢テ神前ヲ冒スモノ

アル事ナシ且奥宮ハ部落ヲ去ル事凡壹里半道

途險惡往来ニ便ナラサルヲ以テ近郊ニ假宮ヲ造

營シ以テ參拜ニ便ニス爾來貳百餘年改修

數次今又風雨ノ為ニ兩社共壞敗ニ委スル些拾餘年

方ニ信徒諸氏ノ淨財ニ憑依シテ改築ニ從事セント

ス希クハ應分ノ御寄進アラン事ヲ

追テ御寄進ノ芳名ハ例ニ依テ永ケ神庫ニ留

メ冥護ノ祈丹誠ヲ抽ツベキモノ也

明治卅二年十一月
宮主 大庭義侠
敬白

● 天保 15 年の寄進帳に記された村・字
○ 明治 32 年の寄進帳に記された村・字
■ 関連する主な神社（甲斐国内については『甲斐国志』記載の名称）
※市町村名は平成 16 年（2004）段階のもの